

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成 26 年 8 月 6 日（水） 14：50～15：28

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

野口 宣大 法務省民事局商事課長

大谷 太 法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長

脇本 利紀 国税庁課税部法人課税課長

大西 友弘 厚生労働省年金局事業管理課長

山本 靖彦 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長

奈尾 基弘 厚生労働省職業安定局雇用保険課長

#### <事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

#### <関係部局>

真柄 昭宏 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 開業ワンストップ、公証人の定款認証

3 閉会

---

○藤原次長 少し遅れてしまったのですが、続いてのテーマでございます。

開業のワンストップセンターの整備、公証人の制度の問題につきまして、関係省庁の方々にお出でいただいておりますが、簡単に事務局から趣旨だけ申し上げたいと思います。

閣議決定しております6月の改訂成長戦略にも明記してございますし、また、6月17日の特区の諮問会議におきましても総理からの御指示をいただいております、特区につきましては、新たに追加すべき規制改革事項をこのワーキンググループ、特区諮問会議で検討した上で、法改正を要するものは次の臨時国会で法改正により、また法改正を要しないものにつきましても、必要な制度改正を行って、遅くとも年内に実施するという事になっております。

成長戦略に記載された事項のみならず、6月から7月にかけて四つの区域で区域会議を開催しておりますけれども、そこで提案された事項も、秋の臨時国会に向けまして、関係各省からのヒアリングを行っているという状況でございます。

成長戦略の中にこの問題について明記させていただいておりますけれども、さらに区域会議では、6月23日に行いました関西圏、28日に行いました福岡市で、このワンストップの話が区域計画素案の中に記載されております。

本件につきまして、担当省庁としてお出でいただいておりますのは、国税庁、法務省、厚生労働省でございます。最初に各省のほうからその後の検討状況を御説明いただきまして、その後、意見交換ということにさせていただければと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございます。ちょっと遅れて申しわけありません。

この開業ワンストップというのは、昔から期待されていたことですし、今、実際にこれができるという新聞報道などで多くの外国企業などが期待を寄せているところです。したがって、私どもとしてもこれが確実に進むことを期待しております。

早速、御説明をお願いいたします。

○藤原次長 国税庁からでよろしいですか。

○脇本課長 国税庁法人課税課長の脇本と申します。よろしくどうぞお願いします。

これまでの2回のヒアリングで、ワンストップセンターにおける例えば、提出書類の受付形態とか、設立主体などについて議論されたと承知しております。まず受付形態ですが、受付機能を持たせずに提出書類を一旦預かるということで整理されたということで、現行の制度下で対応できると認識しているところでございます。

設立主体については、自治体が責任を持って設立して、私どもを含めて当然必要な連携、協力を行っていくと考えているところでございます。

国税庁といたしましては、国家戦略特区の重要性につきましては十分認識しておりますので、区域会議、地方自治体ということになるかと思っておりますけれども、これに対しまして、協力をしていきたいと考えております。

したがって、私どもといたしましては、現状におけるワンストップセンターの具体的な姿、こういうものをお示しいただければ、どのような手順をつくっていけばいいのかどうかなど、具体的な検討ができるものと考えております。

また、区域会議等の提案内容につきましても、当然関係省庁と協議ということになるかと思えますけれども、重要性の高いものから順次やっていくということになるかと思えますので、そういった点につきまして、いわばニーズの高い分野というのでしょうか、これについて御教示いただければ、それに合わせて対応していくということになるかかと考えているところでございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

○藤原次長 続きまして、法務省に、公証人の話も含めてお願いいたします。

○大谷室長 法務省民事局の登記所適正配置対策室長の様と申します。よろしくお願いたします。

私のほうからは、電子データの認証について、1枚資料をお配りさせていただきました。これは以前ヒアリングでお配りしたものを少し変えたものでございます。これまでの検討状況を少し御説明させていただければと思えます。

再興戦略では、電子データの認証手順のフロー図で言いますと、①で公証人への連絡・相談が来て、②として公証人による事前の審査がされる。③で嘱託人からオンライン申請がされて、④で定款の最終審査を公証人が行う。⑤で公証人による面前確認がございまして、⑥で認証がされるという順番になりますけれども、特に⑤の面前確認をワンストップセンターにおいても可能となるような検討をなさいたいということが、こちらに与えられた宿題かと認識しております。

電子定款の認証の場合、この⑤と⑥に当たる部分ですけれども、これは専用回線で法務省のサーバーに接続したパソコンを用いて、画面を見ながら面前確認をして認証するという形になります。検討の結果としましては、一番最後の※にお書きしたところですが、ワンストップセンターの規模・拠点数等は不明で、具体的にどういう形になっていくか我々も興味があるところですが、専用の機器・回線が整備されれば、公証人が⑤以降の手続をワンストップセンターで行うことも現行法の解釈により可能だと解されます。

したがって、立法措置の必要性も含めて検討ということが与えられた宿題ですが、特段の立法措置は不要ではないかと考えておるところです。

なお、公証人が行う職務ですので、今、日本公証人連合会のほうでも具体的にどのような体制が必要かということを検討しようとしております。それに当たっても、具体的にどういうところに拠点が置かれるということが分からないと、なかなか検討が進まないというところがございますので、そちらのほうの情報をいただければと思っております。

○野口課長 法務省民事局商事課長の野口でございます。

私からはワンストップセンターの件と英語対応について、少し検討状況を御報告したいと思います。

ワンストップセンターについては、2度にわたるヒアリングでも御説明していますとお

り、都内では、登記申請の管轄が分かれており、管轄登記所が複数ございますので、ワンストップセンター、これはどこか1か所に設けられるとして、全ての登記申請についてそこを窓口にするというのはなかなか難しいのでございますが、これも前回御説明したとおり、ワンストップセンターで申請書ですとか添付書類の作成を支援するということはもちろん可能ですし、申請書等の完成後はそのワンストップセンターからオンラインや郵送で申請することによって、別途登記所に赴くという手間を省くということは可能でございます。このような御説明を経て、再興戦略にも申請のための窓口ということで記載をしていただいたところと認識しております。

ワンストップセンターにつきましては、東京で提案されて検討が始まったのですが、この間、関西圏、福岡でも追加の御提案があったと承知しております。

福岡では、福岡市自身が、ワンストップセンター、福岡市ではこれをスタートアップカフェと呼ばれるようではございますけれども、これを設置するとおっしゃっていますので、どのような支援ができるかについて、現地の法務局を通じて、御担当者とやりとりをしているという現状でございます。

英語対応につきましては、本日、事務局のほうから「法人設立に係る申請書等の英語対応等に関する追加提案について」という資料がお手元にお配りされたようですが、これは関西圏において追加で提案されたものについて作成された資料であると承知しております。また、申請書等の英語対応等について提案がされたのは、東京と関西と承知しております。これについても従前の説明と同様なのでございますが、登記というのは、登記機関が申請書類について所定の審査をした上で登記簿に記載するという仕組みをとっておりますが、登記された事項は、日本国内で公示されますので、登記申請書についても日本語で作成してもらうこととなっております。また、登記申請書には、定款等の書類を添付することとなっておりますが、これらの書類は、会社法等に基づき日本語で作成されることとなっております。登記所では、これらの記載に基づく登記をするものですので、現状日本語でやっております。

外国語しか理解していない方々の支援につきましては、先ほどのワンストップセンターでの支援に委ねるということで対応していただければ、そこでの支援については、私どもが必要に応じて対応することは可能です。ただ、登記所に提出される申請書類については、英語で作成されても、最後は日本語で作成していただかないと、登記所では、日本語で記載された申請書類を審査して登記簿に書くという仕組みになっているものですから、英語の申請書類をそのまま受け付けて登記所が和訳して日本語で登記するというのは、なかなか難しいのではないかとということが現在の検討状況でございます。

以上でございます。

○大西課長 厚生労働省年金局の事業管理課長の太西と申します。よろしく申し上げます。

本日は、労働保険の担当も参っておりますが、私のほうから代表して一言申し上げます。

ワンストップセンターの重要性につきましては、国税庁のほうからお話がありましたけ

れども、私ども非常に重要な課題ということで取り組んでいきたいと思っております。

具体的には、現行制度のもとでどういったワンストップサービスというものを提供できるかということにつきまして、完全な受付機能というものを持たせられないまでも、申請者の利便性を極力向上させる観点から、やれることはやるということであります。具体的にワンストップセンターがどういうところに置かれて、どういう体制がとられて、どういう執務体制みたいなものが整備されるのかということを見ながら、我々ができる協力を最大限していくという方針です。今、どんなことができるかということにつきましては、我々のほうでもそれぞれ担当の部署で検討しておりますけれども、具体的に進めていくに当たりましては、区域会議と相談しながら積極的に検討していきたい。そういう詰めをしていきたいと思っております。

現時点では以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問はありますでしょうか。

○秋山委員 御説明の中で、私の理解でもう少し正確に理解したい部分を2点質問させていただきます。

1点目は、電子定款の認証の話なのですが、いただいたペーパーの一番最後の※のところ、専用の機器・回線が整備されればということが書かれているのですが、これはハードウェアの問題というよりはセキュリティが確保できればということで、そういう意味だということで理解してよろしいでしょうか。あるいはもしそうでなくて、専用のハードウェアということであれば、なぜハードウェアがそうでなければならないのかということも併せて、今、これだけ技術がありますので、この趣旨を確認したいということ。

あと、厚生労働省のほうで、冒頭に受付機能を持たせられないと、色々サポートは検討するけれども、受付機能は持たせられないとおっしゃった理由と言いますか、そこをもう少し理解したいと思います。

○大谷室長 法務省でございます。

1つ目の点でございますけれども、この機器自体は普通のパソコンでできるのですが、回線が専用のものを引かないといけないと聞いておまして、その整備が必要だということでございます。

○秋山委員 聞いているというのは、なぜ専用回線でなければならないのか。

○大谷室長 法務省の省内で使うようなサーバーに入る、セキュリティの問題といえそうですが、そちらに入るためです。

○秋山委員 セキュリティが確保されていればいいという理解でよろしいのですか。

○大谷室長 そうですね。

○大西課長 先ほどの私の説明の中で若干分かりにくい点がありまして恐縮でございます。

基本的には、今回のワンストップセンターの機能というか、位置付けという基本的なところに関連いたしますが、例えば年金の手続で申しますと、現在、様々な年金関係の手続

については、日本年金機構の出先として全国に 312 か所の年金事務所が置いてあって、その年金事務所で様々な受付業務などを実施しています。

年金事務所には、それぞれ社会保険オンラインシステムの端末があって、申請を受理するとそこで必要な情報、例えば、どういう事業主でどういう被保険者がいて、その方の給料がいくらになっている。それに基づいて保険料を算出して、そこから保険料を納めてくださいという通知書を毎月送付するといった事務の流れでいくわけです。そういう事務を行っている年金事務所がある一方で、このワンストップセンターが、例えて言うならば、313 番目の年金事務所になれるかということ、それはなかなか難しいのではないかと感じております。仮に年金事務所たる機能というものを持たせるのであれば、様々な体系的な整備や、ワンストップセンターで働く方の年金に関する様々な勉強などをしていただかなくてはなりません。

そういう意味では、ワンストップセンターが年金事務所そのものになることは困難とされているのですけれども、申請を受理していただいたら、それを年金事務所にお届けいただいて、年金事務所のほうでしかるべき処理をして、またワンストップセンターを通じて申請者にお返しをしていく。そういう感じで申請者と年金事務所、日本年金機構との間のつなぎの役割を果たす。それが今回のワンストップセンターなのではないかと考えておりまして、そういう意味で現行制度のもとでできるワンストップセンターというものはそういうものだろうと申し上げたものでございます。

仮にそうでないとすると、色々考え方を考えていかななくては行かなくて、それはそれで難しい問題があると思います。

○八田座長 特区ですから、そんなに数は多いわけではないですね。300 いくつもあるなら大都会でオンラインで結ぶということもあり得るのではないかと思います。

○大西課長 全くあり得ないわけではないのですが、それをするととなると、相当なコストなり手間暇があるので、むしろあまり現実的ではないのではないかと考えております。

○八田座長 どうぞ。

○奈尾課長 一言だけ補足しておきます。厚生労働省職業安定局でございます。

私ども、雇用保険を持っておりまして、基本的な仕組み、考え方は年金局で申し上げたこととほとんど同じでございますが、例えば、もし受理機能とか受付機能を持たせるといたしますと、雇用保険の被保険者になるかどうかというのは処分でございますので、不服審査の対象になるわけでございますので、ワンストップサービスセンターが不服審査の対象になるかどうかという問題がございまして、そういうところでも困難だと思っております。

○八田座長 不服審査の対象というのはどういう意味ですか。

○奈尾課長 審査請求の対象になるかどうかです。

○八田座長 雇用保険に関して、どういう審査請求の対象になるのですか。

○奈尾課長 労働者の方が自分は被保険者になっていない、あるいはなっているといった

場合に、それに対して不服がある場合には、労働保険には審査官法という法律がございますけれども、不服審査が必ずできるようになってございまして、それは通常ですとか安定所長を処分の対象にしている不服審査というわけがございますけれども、その対象がワンストップセンターのほうが不服審査の対象になり得るのかどうかという問題がございますということです。

○八田座長 分かりました。今の不服審査の対象になる事務所の名前は何かですか。

○奈尾課長 例えば、雇用保険ですと職業安定所長。

○八田座長 東京だといくつありますか。

○奈尾課長 23区で10ちょっとだったかと思います。全国で300か所ほどです。

○八田座長 それを一つセンターに新設すれば、随分便利ですね。

○奈尾課長 例えば、一つ例を申し上げますと、千代田区に会社を設立するといった場合に、公共職業安定所というものは管轄区域が決まっておりますので、ハローワーク飯田橋、飯田橋公共職業安定所が管轄地域になっているのですが、通常ですとそちらで手続きをしていただくこととなります。

ところが、仮に今回都内にワンストップサービスセンターをつくった場合に、どちらが出すのかという問題がございますので、どう仕分けるのかというのは難しいかと思われるわけがございます。

○八田座長 受付だけだと、また後でひっくり返されてまた行かなくてはいけないわけでしょう。

○奈尾課長 その辺が6月の議論になったのではないかと推測しているわけがございますけれども、實際上、雇用保険の手続きで申し上げますと、会社を設立した場合に翌月の10日までに手続きをしてくださいということが原則でございます。

例えば、4月15日に被保険者を雇いました。その手続きは5月10日までにさせていただくのですが、5月10日に持ってこようと、5月10日を徒過して6月に持ってこようと、雇い入れた日付というものは4月15日で変わりませんので、実際上の不利益はその点ではないということです。

○八田座長 とにかく会社の設立には障害にならないよということですね。

○奈尾課長 実質上の不利益はないです。

○八田座長 それは年金も同じですか。

○奈尾課長 はい。

○秋山委員 私の最初の質問に立ち返ってしまうのですが、私の理解が足りないのかもしれませんが、難しいとおっしゃっている難しさが私にはびんと来なくて、例えば今回ワンストップセンターで従前から議論しているのは、例えば、公証人の方にワンストップセンターに出向いていただくことによって、それまでの手続きが相当利便性が高まる。

そういう議論をしている中で、例えば年金の議論、その他の手続きの議論に関しても、セキュリティがきちんと確保されていれば、例えばPCその他は特別な投資を必要とするよう

な、特別なコストをかけなくてもセキュリティの問題だけをクリアすれば、データについては問題ないだろう。

そこに例えば、専門知識をお持ちの職員の方々、常勤でなくても、例えば何曜日と何曜日のこの時間帯はいますではないですけども、出向いてきていただいて、そこがワンストップセンターとして機能するということが、実現可能性はあるのではないかと。民間人の感覚からすればそういう部分なのですが、それがそんなに難しいものなのかということが、私には理解がなかなかできなかったということです。

○大西課長 難しいという言い方をして大変失礼でしたが、具体的に週に1日だけ勤務にきてくれればいいのだとか、そういう具体的な御提案があったらそれをもとに検討できると思います。年金事務所をもう一つ新しくつくるということを普通に考えてみると、それは非常に難しいことだと思いますということを申し上げたのです。

○秋山委員 逆に、是非そうであれば、よくこの手の議論をさせていただいて、個別具体的にこうこの場合はどうですかと言われないとこちらも答えられませんという回答をいただくことが非常に多いのですけれども、今回、国家戦略特区は色々できることを成長戦略のためにやっていきたいと思いますということがあって、もちろん民間のほうから色んな提案がありますけれども、是非今回三位一体とあって、国と地方と民間と、国の皆さんにも御協力いただいてやるということになっていきますので、逆に今、おっしゃっていただいたような、もう一つ年金事務所をつくるのは大変だけれども、今おっしゃっていただいたような人を送ったりとか、きちんとセキュリティが確保できていれば、そこで業務を一部やったりすることは可能ですという形でお話しできればいいと思うのです。

○大西課長 内部では我々も色々検討してはいますが、こういうことはできる、こういうことは難しいということを検討していますが、具体的に区域会議のほうでここまでやりたいとか、御提案いただきたいと思います。どうしても我々の持っている予算とか定員などの範囲内で御協力できることは限られているので、申しわけないですけども、区域会議のほうからこういうところに事務所を借りられるのだけれどもそこでいいでしょうかとか言っていただくと、前向きな進め方ができるのではないかと。そこは我々も後ろ向きではないので、やれる協力はやりたいのですけれども、これからどうやって具体的に進めるかということに関しては、なかなか厚生労働省から提案しろと言われても、率直に言うと難しいと思っています。

○八田座長 年金の場合には結局コストの問題だということですね。

先ほどの雇用保険の場合には、飯田橋とどこかの仕分けに関してはお考えいただきたい面があると思うのです。

○奈尾課長 管轄が二重になるのがいいかどうかという問題で、行政機関ですので、ある程度共通する部分もあるかもしれませんが、そこら辺は考えてみないといけないと思います。

○大西課長 管轄区域もそうですし、先ほどの不服申し立ての手続の整理みたいなものも



そうですし、そういうものは全部法律で決まっていることですので、一つ一つクリアしていくためには、具体的な詰めが必要だと思います。

○八田座長 なるほど。

○藤原次長 本件は各省横断的な話なので、最終的に内閣のほうできちんと案を出して実際の条文案という形で、近々、出させていただきます。

ただ、今日の議論の中で若干混乱が生じているのは、おそらく公証手続のところは既に最終手続、事前面接というところかもしれませんが、それがセンターでできますというお話があるのです。そうすると、他が何でできないのだという議論になるので、そこは整理しないと、一つの役所だけが回線を引くだけでそこで全部できるのに、何で年金は回線を引くだけでできないのだと、税務はできないのだという議論になってしまいますので、このあたりの全体としての解釈というか、考えを整理しないと、外にはなかなか申し上げるような状況にならないと思います。

今の年金のところの議論でいくと、年金事務所を二つつくるのは色んな議論があるということなのですが、公証役場を二つつくるのは簡単だということによろしいのでしょうか。

○大谷室長 役場については、現行法上そこに置くのは難しいと思っております。それは同じようなことだと思っております。

○藤原次長 看板は掲げないのですか。

○大谷室長 看板は掲げないです。

○藤原次長 それでできるのですか。そうすると、他は何でできないかという議論になりますね。

○大谷室長 公証人法の解釈上、役場でやるのが原則になっておりますが、例外が許されておいて、その規定の趣旨としては、そんなに役場でどうしてもやらなくていけないという強い縛りがあるわけではなくて、少なくとも電子定款の認証手続の場合に、端末が置かれれば、それでやる分には問題がないだろうという解釈でございまして、そこに役場を置くべきだとか、置いたらできるとかということではないところです。

ただ、お求めのところが面前確認以降の手続をできるようにしなさいということでしたので、それであれば、こういう方法だったらできますという御提案でございまして。

○藤原次長 条文をチェックさせていただきますが、公証人法には、はっきりと公証役場でしかできない、ただし、別段の法令があるときという形で相当限定的に書いていると思うのですか。そこは簡単にできてしまうものなのですか。

○大谷室長 その趣旨ですけれども、公証事務の統一と秩序を守るためだと説明がされておりまして、それは普通の紙ベースの事務であれば役場できちんとやるということが基本的になると思いますけれども、電子公証に限っていえば、パソコンがあつて端末が引かれているということであれば、公証事務の統一というものは乱されないのではないかといいことでございまして。

○藤原次長 電子であれば別途できるけれども、そうでなければ本当の役場しかできないという整理ということですか。

○大谷室長 我々の検討事項としてあるのは、電子定款のオンラインの申請の場合にできるかということでしたので、それであれば可能だということでございます。

○八田座長 今度のワンストップサービスのところに公証人役場の一種の支所というか、支店をつくりましょうという形で解決しましょうということが私の理解だったのです。

そうすると、法律の改正が要るのかもしれないし、実際的にそこで全部できると私は考えていたのです。

○大谷室長 おっしゃったとおり、実際的にできるということを重視して考えておりました、そこに役場を置くという形にすると難しくなってしまいますので、結局のところ、利用者の方々に利便の図れるような形で解釈するところではないかというところでございます。

○秋山委員 公証人に関しては、私も一ユーザーとしての経験がありますので、せっかくの機会ですので、普段思っている素朴な疑問みたいなところをぶつけさせていただきたいと思うのですが、私も会社の代表をやっている関係で、私自身が指定された公証人役場に出向いて認証手続きを受けなければならないということで、わざわざスケジュールをやりくりして出向いてやるという経験が何度かあるのですけれども、行った先で私がやることというか、読み上げていただいたものに対して私が答えることは、はいそうですとか、間違いありません、このせりふを言いに行くだけだったのです。自分が実際に経験したのは。

そうすると、自分にとってもそこに行く合理性というか、どうしてわざわざここに来てこれをしなければならないのかという素朴な議論が、元々私自身実体験としてある中で、今回のワンストップセンターの議論の中で、そういう疑問があったので、どういう根拠でこういう形になっているのかということは、公証人法というものがあるということで見ましたのですけれども、基本的には役場で職務をやりなさいと。今、おっしゃっていただいたのは、条文が、ただし、事件の性質がこれを許さざる場合、または法令に別段の定めがある場合はこの限りにあらずということなので、役場に置いてその職務を行うということの原則部分の解釈をおっしゃっていて、パソコンの場合はいいですよと、そういう解釈で今回はやりましょうということによろしいですか。

私の理解では、法令に別段の定めがあるというものをこれからつくっていかないといけないのだろうと思っていたのです。

○大谷室長 私どもが考えておりますのは、今、国家戦略特別区域法に基づいて区域計画が作られて、その中でワンストップサービスをするのだということが書かれて、それが内閣府の認定を受けるという形になりますので、その国家戦略特別区域法に基づいて区域計画の中で定められているということで、一つの法令の定めがあると見ることもできるのではないかとこともございますし、そこでワンストップサービスという性質上、公証人

が公証役場におればできるはずがないことですので、ワンストップセンターでやるためには、その性質上、公証役場でできないということになるのではないかとということで、解釈を考えておるところです。

○秋山委員 法令の別段の定め部分が、今回の特区法に当たるといえることですか。

○大谷室長 特区法に基づく計画、区域計画が一つの法令の定めにもなるし、その性質上も役場ではできないことに位置付けられるのではないかと考えております。

○藤原次長 法令の解釈はもちろん法制局で最終的な見解をとということなのですが、今のお話ですと、区域計画で書いたことを全部、規制改革の特例措置を設けるとか関係なくできてしまうことになってしまうので、そういう解釈は普通はされないと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○大谷室長 私ども、所管省庁として真剣に検討した結果、できるだけ特区の重要性に沿った解釈ができないかということで、検討を進めてきて、そのような結論に至っているところ。

○藤原次長 法務省でそういう見解をするというのは、政府内でかなり大きな波紋というか、波及効果は大きいものですから、皆さんの解釈だけでやってしまうと区域計画というものはそういうものだということに、特例措置がどんどん認められてしまう話になるので、できてしまえばすごいことなのですが、さすがにそういうものは他の省庁との関係で、そういう整理は今まではとってきていないのです。

○大谷室長 今のは公証人法の解釈でございまして、元々の原則の重みがどうかということから始まりまして、事件の性質上ということでも読めないことはないのではないかと考えておるところです。

○八田座長 正直言って、意外な展開だと思うので、再度御検討いただきたいということですね。結局は公証人の出張所なり何なり、ワンストップサービスに出てこられるということも明確に法律でもって規定するということがどこかに必要なのではないかと考えています。我々はそういうふうを考えていたわけです。

○大谷室長 私どもの認識としましては、立法措置の必要性も含めて検討というのは、不要だという可能性もあるのではないかと考えておりまして、そのような整理をしたと認識してございまして、それがどうしても立法措置としなければならないということで話が進んできたとは認識しておりません。

○八田座長 でも、立法措置がなくてもいいという解釈の説明が納得しにくいということは、先ほど次長が言ったとおりです。区域計画の中にあればいいのではないかとすることはちょっと分かりにくいということですね。

○大谷室長 最終的にどうなるか、現段階ではこういう検討状況ですということとございましてけれども、仮に法制局という話になったときに、読み得る現行法の解釈としてできることを立法措置をとらなければならないという形にしてしまうのがいいことがどうかというところ、ちょっと判断が付きにくいところ。

○藤原次長 法制的な解釈は法制局と色々御議論させていただきますが、事務局としては、先ほど申し上げたように今日は国税庁、厚生労働省の方々には可能な限りの協力をいただきましたので、また原案を投げさせていただきます。その際には、議論があったところですけれども、区域会議という存在が一つポイントだと思っております、これは色々なケースがこれから想定できると思っております、国が実質主導する場合とか、自治体が主導する場合とか、そこを一つのポイントにした形で条文を作らせていただくような話になると思いますので、これは是非御協力をお願いできればと思います。

最終受付かつなぎなのかということ、これは何人かの方からもお話がありましたけれども、6月の段階では最終受付ではないという方向だったのですが、最終受付ができるという話が急遽登場してしまいましたので、そうすると、他が何でできないのだという議論に当然なるので、法律論もそうですし、政策論としても横並びをある程度やっておかないと、そのときにこちらは役場的なことができるのに、こちらはできないとか、こういうものは来られた方にとっても非常に誤解を生じるし、やるのだったらきちんと看板をかけないといけないと思いますので、そのあたりの政策論としての整理は今後ともワーキンググループでもしなければならぬと思います。

○八田座長 よろしいと思います。

そうすると、今、懸案になっているところにはついては御検討もいただき、我々のほうも区域会議で具体的な状況についてもお知らせするということですね。

今日はお忙しいところお越しくださいます、本当にどうもありがとうございました。